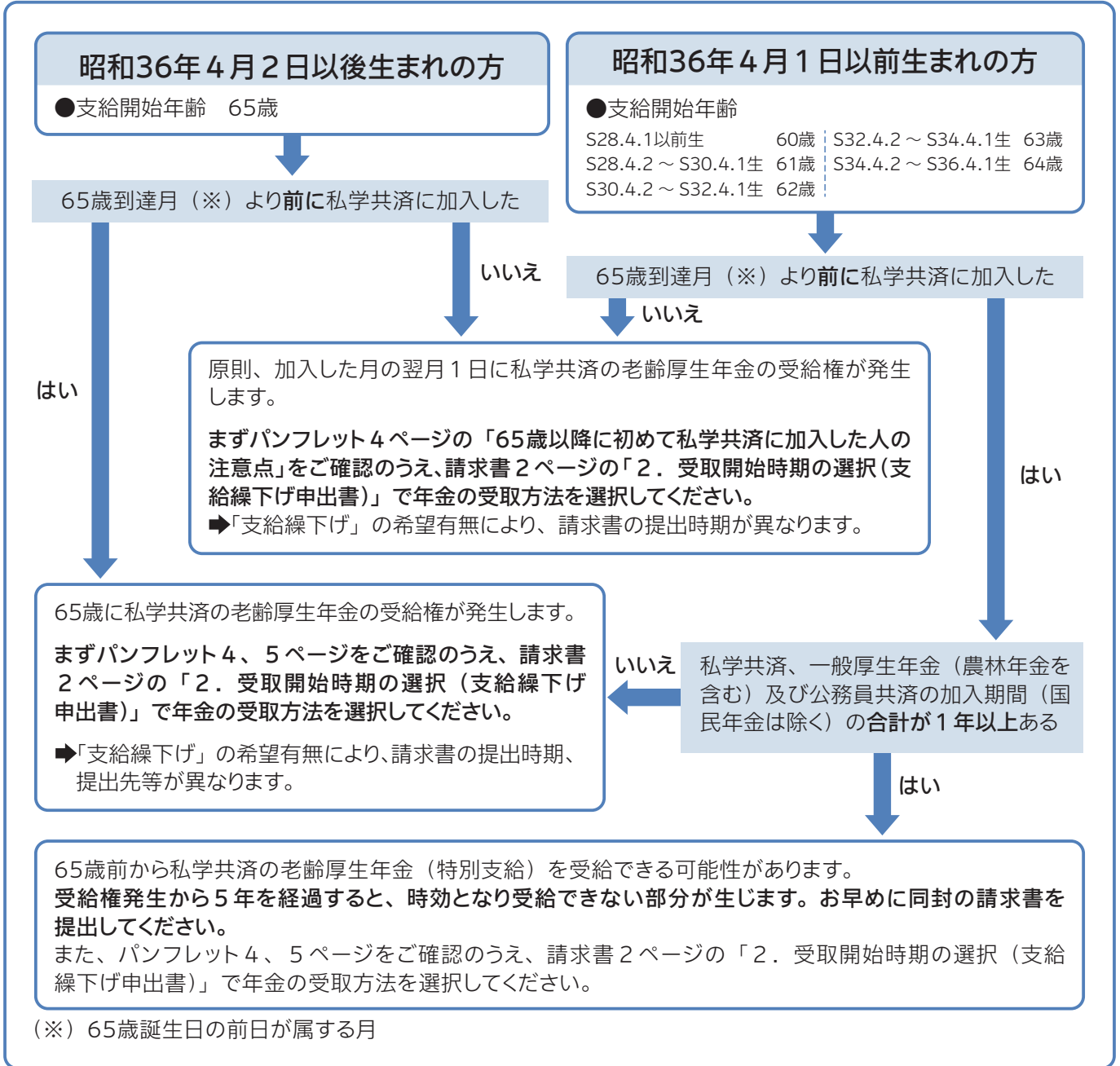


# 年金請求のご案内

この案内(以下「パンフレット」と同封の「年金請求書(国民年金・厚生年金保険老齢給付)」(以下「請求書」)は、老齢年金の受給要件を満たしていると思われる方にお送りしています。下のフローチャートをご確認いただき、必要なお手続きを行っていただきますようお願いいたします。



引き続き、パンフレット2ページ「年金を受け取るための手続きの流れ」以降をご確認ください。

- 年金の受け取りに関する留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・ 3ページ
- 請求書の記入例や記入上の注意事項・・・・・・・・・・・・ 4～19ページ
- 年金請求に必要な添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20～22ページ
- その他、問い合わせ先や請求書の提出時期・提出先・・・・ 23～24ページ

# 年金を受け取るための手続きの流れ

## STEP1 支給繰下げのご確認と、請求書のご記入

【支給繰下げについて：4～5ページ】  
【請求書の記入例等：4～19ページ】

- 支給繰下げの希望有無により、請求書の提出時期や提出先が異なります。まずパンフレット4～5ページと、請求書2ページの「2. 受取開始時期の選択（支給繰下げ申出書）」をご確認ください。
- 請求書をご記入いただく際は、パンフレット4～19ページ「記入例と注意事項」をご参照いただきながら、太枠内（オレンジ色）をご記入ください。
- 昭和36年4月1日以前生まれの方で、65歳より前に私学共済に加入した方は、65歳前から私学共済の老齢厚生年金（特別支給）を受給できる可能性※があります。支給繰下げの希望有無にかかわらず、お早めに請求書をご提出ください。  
※私学共済、一般厚生年金（農林年金を含む）、及び公務員共済の加入期間の合計が1年以上あることが必要です。

## STEP2 添付書類のご用意

【確認方法：20～22ページ】

- パンフレットの20～22ページをご確認いただき、年金請求に必要な添付書類をご用意ください。
  - 請求者のマイナンバーカード（個人番号カード）の両面コピーの提出により、省略できる書類があります。詳しくは、パンフレットの20～21ページをご確認ください。
- ※年金の受取口座を確認する書類（通帳等のコピー）の添付漏れが多く発生していますのでご注意ください。

## STEP3 請求書のご提出

【提出先：24ページ】

- 請求書は、受給権発生日を迎えてから添付書類とともにご提出ください。
- 提出時期や提出先は、パンフレット24ページや請求書15ページをご確認ください。

## STEP4 年金の受け取りが始まります

- 請求書を提出していただいてから年金が決定されるまで2か月程度※かかります。ただし、書類に不備があると整備のために2か月以上かかることがありますので、あらかじめご了承ください。
- 年金を決定すると、ご本人宛てに「年金証書」「決定・改定・支給年金額変更通知書」等をお送りします。

※在職中の年金計算等では、他に加入していた実施機関（日本年金機構、公務員共済）が保有する年金記録等が必要であり、情報を取得してから年金額・支給額を決定しますので、通知ができるまでさらに時間がかかることがあります。

### 【私学事業団の請求書提出先】


〒113-8441 東京都文京区湯島1丁目7番5号 日本私立学校振興・共済事業団

マイナンバーを記入した年金請求書を提出する場合は、誤送付等による情報漏えい等を防止するために、配達記録が残る方法（簡易書留等）の利用を推奨します。

## 年金の受け取りに関する留意事項

### 【共通】

#### 働きながら年金を受け取る場合

- 厚生年金保険に加入中の方は、勤務先からの報酬等により老齢厚生年金の一部または全部が受け取れない場合があります。計算方法や制度概要など、詳しくは私学共済ホームページをご確認ください。  
[https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/nenkin/tetsuduki/tetsuduki\\_02/detail/tetsuduki\\_02\\_01.html](https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/nenkin/tetsuduki/tetsuduki_02/detail/tetsuduki_02_01.html)
- 受給権発生以降に加入した厚生年金保険の被保険者期間は、退職時（1か月経過後）、65歳到達時、70歳到達時および65歳から70歳までの毎年10月に年金額を改定する際の計算に含まれます。
- 支給事由（老齢、障害、遺族）が異なる2つ以上の年金を受けられる方は、「年金受給選択申出書」の提出により、年金の受給方法の選択が必要となる場合があります。

### 【65歳前の年金】

#### 働きながら年金を受け取る場合

- 雇用保険の基本手当、高年齢雇用継続給付を受けている方は、65歳までに支給される老齢厚生年金の一部または全部が受け取れません。

#### 65歳から受け取る老齢基礎年金を、65歳より前に受け取ることを希望する場合（繰上げ請求）

- 繰上げ請求の年金は請求を行った月の翌月分から受け取ることができます。なお、受け取る年金額は、請求した月に応じて減額します。繰上げ請求は、別途手続きが必要となるため、私学事業団にご相談ください。

#### 障害をお持ちの方、長期加入者（厚生年金保険の加入が44年以上）の方

- 特別支給の老齢厚生年金（報酬比例部分のみ）を受けようになったときに、次のいずれかに該当し、さらに退職している方は、定額部分の支給開始年齢の特例により、報酬比例部分と定額部分を合わせた年金を受け取ることができます。

##### ①厚生年金保険法に定める障害等級1級から3級の状態にある場合

「年金請求書」とは別に「障害者特例請求」の手続きが必要になりますので、私学事業団にご相談ください。障害の特例に該当した場合、手続きの翌月から年金額が改定されます。  
(障害年金を受給されている方は、障害状態であると判断される時点にさかのぼって年金額が改定されます。)

##### ②厚生年金保険の加入期間が（各制度単独で）44年以上ある場合（長期加入者）

「年金請求書」とは別に手続きいただくものではありません。

なお、該当したときに厚生年金保険加入中（被保険者）である場合は、退職した月の翌月から年金額が改定されます。

\*加給年金額の加算条件（11ページ）に該当する場合は、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

\*この特例の期間中に厚生年金保険の被保険者として再就職した場合は、特例による定額部分（および加給年金額）は支給停止されます。

### 【65歳後の年金】

#### 65歳以降に受け取れる老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給開始年齢の選択

- 『老齢基礎年金』および『老齢厚生年金』については、受給開始時期を65歳から75歳まで選択することができます。

遺族厚生（遺族共済）年金を受けている方が、老齢厚生年金を請求した場合、請求によって65歳以降の遺族厚生（遺族共済）年金の年金額が変更されます。

- 詳しくは、私学事業団にお問い合わせください。

老齢年金の制度についての詳しい説明は、私学共済ホームページに掲載しています。ぜひご利用ください。

■ 詳しくは私学共済で検索

私学共済



<https://www.pmac.shigaku.go.jp/>

# 記入例と注意事項

## 2 ページの記入例（65歳以上の方）

### 2. 受取開始時期の選択（支給繰下げ申出書）

（「年金請求のご案内」4,5ページ参照）

- 「年金請求のご案内」5ページの「老齢年金支給繰下げ請求の注意点」をご確認のうえ、希望する受取方法を老齢厚生年金・老齢基礎年金でそれぞれチェックし、下記の「受取開始時期の申し出」欄にチェックをお願いします。
- 老齢厚生年金・老齢基礎年金ともに後日あらためて繰下げ請求予定の場合（③と⑥を選択した場合）は、現時点での請求書の記入・提出は不要です。年金の受取希望時期に、この請求書をご提出ください。

年金の種類	記入欄	希望する受取方法
老齢厚生年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	①65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	②現時点で繰り下げて請求します。（66歳以上の方のみ選択できます。）
	<input checked="" type="checkbox"/>	③今回は請求しません。後日あらためて繰下げ請求予定です。
老齢基礎年金の受取方法	<input checked="" type="checkbox"/>	④65歳（受給権発生時点）から受け取ります。
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑤現時点で繰り下げて請求します。（66歳以上の方のみ選択できます。）
	<input checked="" type="checkbox"/>	⑥今回は請求しません。後日あらためて繰下げ請求予定です。
受給開始時期の申し出 （必ずチェックしてください。）	<input checked="" type="checkbox"/>	私は同封の「年金請求のご案内」5ページの「老齢年金支給繰下げ請求の注意点」の内容（年金額が増額される一方で、繰下げ待機期間中は加給年金や振替加算が支給されないことや繰下げによる増額により社会保険料や税の負担が増加する場合がありますこと等）について確認しました。老齢年金は、上記で選択した方法での受け取りを申し出ます。

生涯の老齢年金の受取方法を選択する重要な項目です。

必ず5ページの注意事項をよく読んでから、老齢厚生年金・老齢基礎年金それぞれの希望する受取方法を選択してください。

上記の受取方法の選択に誤りがないか確認し、必ずチェックしてください。

## 65歳以降に初めて私学共済に加入した人の注意点

65歳以降に初めて私学共済に加入した方は、原則加入した月の翌月1日に私学共済にかかる老齢厚生年金の受給権が発生します。そのため、請求書2ページ「2. 受取開始時期の選択（支給繰下げ申出書）」の記入欄へのチェック方法に注意してください。

- 他実施機関（日本年金機構・公務員共済）の老齢厚生年金を65歳から受給している場合、私学共済の老齢厚生年金の支給繰下げはできません。→「①65歳（受給権発生時点）から受け取ります。」をチェック（✓）してください。
- 私学共済の老齢厚生年金の支給繰下げを希望する場合、66歳以上の方であっても私学共済の老齢厚生年金の受給権発生から1年以上繰り下げる必要があります。他実施機関の老齢厚生年金をすでに1年以上繰り下げている場合も同様です。  
→「②現時点で繰り下げて請求します。」、または「③今回は請求しません。」をチェック（✓）してください。

## 2 ページの留意事項（65歳未満の方）

- 「特別支給の老齢厚生年金」は、65歳前の年金です。
- 「特別支給の老齢厚生年金」には繰下げ制度はありませんので、ご請求をお願いします。

厚生年金の加入期間が1年以上ある下記の方の特例  
 ・昭和36年4月1日以前生まれ  
 ※日本年金機構の厚生年金の加入期間がある女性は昭和41年4月1日以前生まれ

特別支給の老齢厚生年金

老齢厚生年金

老齢基礎年金

保険料納付済期間と保険料免除期間等の合計が10年以上ある方が受け取れます。

60歳 65歳 75歳

繰下げ制度はありませんので、ご請求をお願いします。

受給開始時期を選択できます。  
 ・60歳から繰上げて請求できます。  
 ・66歳から75歳まで繰下げて請求できます。  
 繰下げは、基礎年金・厚生年金で受給開始時期を変えることができます。

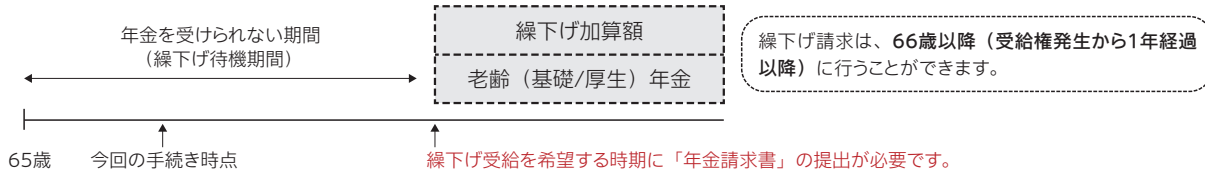
## 2 ページを記入する際の注意事項（65歳以上の方）

### ● 老齢年金支給繰下げ請求の注意点

年金の受給開始時期を遅らせることで、増額された年金を生涯にわたって受け取ることができますが、次のような注意点もあります。

#### ① 繰下げ受給を希望する場合、希望する時期（年齢）で請求手続きが必要です。

- 繰り下げた老齢厚生年金・老齢基礎年金を受け取る場合、66歳以降75歳までの希望する時期にあらためて、請求手続きが必要です。  
※繰下げ受給前に亡くなられた場合、ご本人に代わりご遺族の方が繰下げ請求をすることはできません。
- 繰下げした年金の受取は、繰下げ請求された月の翌月分からとなります。

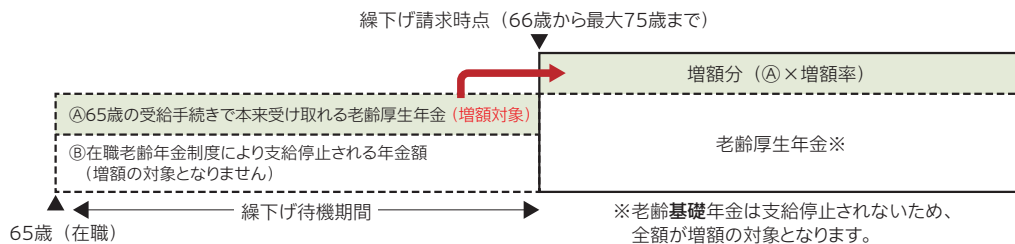


#### ② 遺族年金などを受け取る権利を有した場合、権利発生以降は繰り下げることができません。

- 原則として、66歳に到達した日以前に遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合は、繰下げ受給はできません。（65歳に到達する前に遺族年金等を受け取る権利を失権していた場合は、老齢年金を繰り下げて受給することができます。）
- 66歳に到達した日後に遺族年金や障害年金を受ける権利を有した場合は、その時点で増額率が固定され、その時点以降は引き続き繰り下げて年金を増額することはできません。
- 上記2つのどちらかに該当する方は、速やかに年金請求の手続きを行ってください。  
※「障害基礎年金のみ」を受ける権利のある方は、老齢厚生年金の繰下げ受給ができます。

#### ③ 年金には、繰下げしても増額の対象とならないものがあります。

- 在職により支給停止される年金額は、増額の対象となりません。繰下げ待機期間中に厚生年金保険の被保険者等である場合、65歳時点の老齢厚生年金額から在職老齢年金制度による支給停止額を差し引いた額が、繰下げ増額の対象となります。



#### ④ 繰下げ待機期間中は、加給年金及び振替加算を受けられません。

- 老齢厚生年金を繰り下げた場合、繰下げ待機期間中は「加給年金」は支給されません。
- 老齢基礎年金を繰り下げた場合、繰下げ待機期間中は「振替加算」は支給されません。
- 加給年金額及び振替加算額は、繰下げによる増額の対象となりません。

#### ⑤ 私学事業団以外から年金を受け取れる場合、その年金もあわせて繰下げとなります。

- 老齢厚生年金を繰り下げた場合、日本年金機構や公務員共済から支給される老齢厚生年金（退職共済年金）についても繰り下げたこととなります。
- 日本年金機構や公務員共済から支給される老齢厚生年金（退職共済年金）を65歳から受給している場合は、私学事業団から支給される老齢厚生年金を繰り下げすることはできません。
- 厚生年金基金または企業年金連合会（基金等）から年金を受け取れる場合、基金等の年金もあわせて繰下げとなります。  
詳細は年金の支払元である基金等にご確認ください。【企業年金連合会への連絡先】 TEL. 0570-02-2666  
※050から始まる電話番号からおかけになる場合は、03-5777-2666

#### ⑥ 繰下げによって、年金生活者支援給付金、保険料、税金等に影響がある場合があります。

- 老齢基礎年金を繰り下げた場合、受取り開始までの期間は、年金生活者支援給付金は支給されません。
- 繰下げによる年金額の増額によって、医療保険・介護保険等の自己負担や保険料、税金が増える場合や、年金生活者支援給付金の支給要件に該当しなくなる場合があります。

繰下げ請求予定とした場合でも、後から65歳時点（受給権発生時点）の年金をさかのぼって請求することができます。

- 繰下げを希望し65歳時点では請求を行わなかった場合でも、実際の請求時に繰下げの申出をせず、65歳到達時点の年金額を受給権発生時点※にさかのぼって請求することができます。  
※70歳後（受給権発生から5年経過後）に手続きする場合は、手続きの5年前の日で繰下げ申出をしたものとみなされ、手続きの5年前の日の翌月分から増額された年金を受け取ることとなります。【特例的な繰下げみなし増額制度】  
（障害年金や遺族年金を受給している場合などは、増額されない場合があります。）

## 2 ページの記入例

### 3. 受取口座

(「年金請求のご案内」 6 ページ参照)

#### (1) 公金受取口座の利用意思

- マイナポータルに登録済の公金受取口座を利用するかご記入ください。登録していない方は2を選択してください。

公金受取口座の利用意思	① 公金受取口座に登録済で、その口座で年金を受け取る	② 公金受取口座を利用しないまたは公金受取口座を未登録	公金受取口座を利用しない場合は、必ず通帳コピー等を添付してください。
-------------	----------------------------	-----------------------------	------------------------------------

#### (2) 年金振込先

- 年金振込先として指定する口座をご記入ください。(公金受取口座を利用する場合も必ずご記入ください。)
- 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

年金振込先	① 金融機関	口座名義人氏名 (カタカナ)	金融機関コード	支店コード	支店	預金種別	口座番号 (右詰めで記入)
	② ゆうちょ銀行	貯金通帳の記号 (左詰めで記入)	番号 (右詰めで記入)	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄			

※通帳等の写し(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号の面)を添付する場合または公金受取口座を利用する場合、証明は不要です。

#### (3) 公金受取口座の登録意思

- 上記(1)で「2」を選択された方は、上記(2)年金振込先を公金受取口座へ登録するかご記入ください。

公金受取口座の登録意思	① 登録する	② 登録しない
-------------	--------	---------

※公金受取口座への登録の対象となるのは、日本年金機構が支給する老齢年金を請求する場合に限ります。

「1 金融機関」、「2 ゆうちょ銀行」のどちらかを記入した場合であっても、「口座名義人氏名(カタカナ)」の記入が必要になりますので書き忘れのないよう注意してください。受給権者本人のフリガナと同一である必要があります。

ゆうちょ銀行以外の金融機関を指定する場合は「1 金融機関」、ゆうちょ銀行の場合は「2 ゆうちょ銀行」を記入してください。(記入例は「1 金融機関」を指定する場合です。)

※私学事業団と日本年金機構・公務員共済で振込可能な金融機関に違いがありますので、他実施機関の加入期間のある方は各実施機関にご相談ください。

## 「公金受取口座」の利用・登録

### ○公金受取口座登録制度とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国(デジタル庁)に任意で登録していただく制度です。詳しくは、デジタル庁ホームページ「公金受取口座登録制度」をご確認ください。  
([https://www.digital.go.jp/policies/account\\_registration/](https://www.digital.go.jp/policies/account_registration/))  
また、口座情報登録・連携システム利用に関する利用規約もあわせてご確認ください。  
([https://img.myna.go.jp/html/account\\_registration\\_riyoukiyaku.html](https://img.myna.go.jp/html/account_registration_riyoukiyaku.html))
- 公金受取口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、削除を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。

### ○年金振込先に公金受取口座を利用する場合の注意点

- 年金請求書を私学事業団に提出した場合、その後に公金受取口座の登録を変更すると私学事業団の受取口座も変更しますが、他実施機関の受取口座は変更されません。別途「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。
- また、公金受取口座での年金受取をやめ、別の口座を年金受取口座として指定する場合も「年金受給権者受取機関変更届」の提出が必要です。

### ○年金振込先の口座を公金受取口座に登録する場合の確認事項

- 年金振込先の口座を公金受取口座に登録することに同意(「1. 登録する」に○印を記入)した場合は、年金受取口座の情報は個人番号(マイナンバー)等とともに登録され、口座情報は公的給付を支給する行政機関等に提供されます。ただし、海外に居住している方は、年金請求時における公金受取口座登録の対象外となるため、公金受取口座の登録意思欄への記入は不要です。
- 公金受取口座の登録結果は国(デジタル庁)から送付されます。なお、マイナポータルを開設済みの方へは、マイナポータル上で通知されます。
- 公金受取口座の登録には時間がかかる場合があります。お急ぎの方はマイナポータルでの登録をお願いします。

### 3 ページの記入例

#### 4. 年金の加入状況

(令和 ● 年 ● 月 ● 日 現在の年金加入記録)

(1) 下記の年金加入記録をご確認のうえ、印字内容が実際の勤務先等と異なるとは、訂正した場合には「事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所」欄にご記入ください。

番号	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間（※）または国民年金の加入期間	年金制度	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所	備考
1	国民年金	(自) 昭和56. 4. 20 (至) 昭和58. 4. 1	国年		
2	厚生年金保険	(自) 昭和58. 4. 1 (至) 平成 4. 4. 1	厚年		
3	公務員共済	(自) 平成 4. 4. 1 (至) <del>平成10. 4. 1</del> 平成10. 3. 1	共済	② ××市○○町1-1-1	
4	○○大学	(自) 平成10. 4. 1 (至) 令和 4. 4. 1	共済	□□市◇◇町3-2-1	

(※) 厚年・船保・共済の(至)年月日については、退職日等の翌日を表示しています。

あなたの  
受給資格期間  
※

492

※受給資格期間とは、年金の受け取りに必要な期間のことです。  
※(1) 年金制度に「国年」と表示されている場合、左欄の月数には、国民年金の任意加入期間のうち、保険料を納めていない月数が含まれている場合がありますので、年金事務所等でご確認ください。

(2) 3 ページ (1) (続紙を含む) に印字されている期間以外に年金加入期間（国民年金、厚生年金保険、船員保険、共済組合）がある場合は、その期間を下欄にご記入ください。

番号	事業所名称（支店名等）、船舶所有者名称または共済組合名称等	勤務期間または国民年金の加入期間	年金制度	事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所
1	○○高等学校	(自) 昭和 XX 年 XX 月 X 日 (至) 昭和 XX 年 XX 月 XX 日	(国年) (厚年) (船保) (共済)	
2		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(国年) (厚年) (船保) (共済)	
3		(自) 年 月 日 (至) 年 月 日	(国年) (厚年) (船保) (共済)	

(3) 改姓・改名をしているときは、旧姓名および変更した年月日をご記入ください。（※年金記録の確認に使用します。）

旧姓名	(フリガナ) シガク (氏) 私学	(フリガナ) タロウ (名) 太郎	旧姓名	(フリガナ) (氏)	(フリガナ) (名)
変更日	(昭和)・(平成)・(令和) XX 年 X 月 XX 日		変更日	(昭和)・(平成)・(令和) 年 月 日	

氏名を変更されたことがある場合、旧姓名での年金記録を確認しますので記入してください。

加入した年金制度を表示しています。

- 「国年」…国民年金法（第1号被保険者・第3号被保険者）
- 「厚年」…厚生年金保険法
- 「船保」…船員保険法
- 「共済」…国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、私立学校教職員共済法など

※基金加入期間の有無については表示していません。

複数の年金手帳番号をお持ちの方は、一部の年金記録が基礎年金番号に反映されていない場合がありますのでご注意ください。

上記(1)の表中に反映していない記録がある場合は、(2)に記入してください。

加入していた年金制度が国民年金の場合、事業所名称の欄には「国民年金」とご記入ください。

加入していた年金制度を○で囲んでください。

#### 年金加入記録欄の訂正方法

- ①印字されている年金加入記録欄が異なっている場合は、二重線を引いて訂正してください。
- ②年金加入記録を訂正した場合は、「事業所（船舶所有者）の所在地または国民年金加入当時の住所」欄もご記入ください。
- ③現在加入中（(至) が空欄）の方が、年金を請求するまでの間に退職などをされた場合は、退職日などの翌日を「勤務期間または国民年金の加入期間」欄にご記入ください。

#### ◆厚生年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している（加入していた）期間については、厚生年金基金にお問い合わせください。
- 加入していた厚生年金基金の加入期間が10年未満で脱退された場合および加入していた厚生年金基金が解散している場合は、企業年金連合会にお問い合わせください。

《企業年金連合会のお問い合わせ先》  
電話番号：0570-02-2666  
※IP電話からは03-5777-2666

#### ◆国民年金基金に加入していた方へ

この年金請求書とは別に手続きが必要です。

- 基金に加入している（加入していた）期間については、国民年金基金にお問い合わせください。
- 中途脱退者（60歳になる前に基金を脱退した方。ただし、15年以上基金に加入していた方を除く）は、国民年金基金連合会にお問い合わせください。

《国民年金基金連合会のお問い合わせ先》  
電話番号：03-5411-0211

## 4 ページの記入例

※(4)については3ページの「あなたの受給資格期間」が300月未満の方のみご記入ください。

(4) 20歳から60歳までの期間における婚姻期間や年金に加入していない期間等について、以下の該当する項番をチェックしてください。

(以下の①～⑦に該当する場合は、添付書類が必要となる場合があります。)

※年金請求書を共済組合等に提出する場合は、以下の該当する項目に関して、年金事務所で年金加入期間確認通知書(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と併せて提出する必要があります。

項番	確認項目(記入欄)	必要な書類の例
①	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・昭和61年3月以前に婚姻していた期間がある →過去に婚姻していた相手方について以下にご記入ください。 (現に婚姻中の相手方については、5ページにご記入ください。)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;">                     カナ氏名：                      漢字氏名：                      ※生年月日：(天正・昭和) 年 月 日                      ※基礎年金番号：                      ※生年月日や基礎年金番号はわかる範囲でご記入ください。                      複数名いる場合は、余白にご記入ください。                 </div>	・婚姻期間が確認できる※戸籍謄本または戸籍抄本  ※結婚から離婚または死別まで確認できるもの。複数回婚姻されている場合は、すべての戸籍全部事項証明
②	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・海外に住んでいたことがある</p>	・海外に住んでいた期間が確認できる戸籍の附票の写し
③	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・外国籍である(あった)方で、65歳到達の前日(65歳の誕生日の前々日)までに帰化又は永住許可を受けている</p>	以下のいずれかの書類 ・帰化日が確認できる戸籍謄本または戸籍抄本 ・永住許可年月日が記載された在留カード等 ・特別永住者証明書
④	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・平成3年3月以前に大学院・大学・短期大学・専修学校・各種学校の学生であったことがある(夜間部・通信制は除く。)</p>	・在籍(期間)証明書等
⑤	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・昭和61年3月以前に本人または配偶者が、国会議員・地方議会議員であったことがある</p>	・国会議員、地方議会議員の期間を証明できる書類
⑥	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・昭和61年3月以前に国民年金の任意脱退の承認を受けたことがある</p>	・都道府県知事等の承認により国民年金の被保険者とされなかった期間が確認できる書類
⑦	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・本人または配偶者が、「年金請求のご案内」9ページの最下段に記載の年金または恩給を受けていたことがある</p>	・年金または恩給を受けていたことが確認できる証書等
⑧	<input checked="" type="checkbox"/> <p>・上記①～⑦に該当しない</p>	・なし

「あなたの受給資格期間」が300月未満の方は、20歳から60歳までの未加入になっている期間のうち、該当するすべての項目にチェックしてください。

記載の書類のほか、受給資格期間の確認のため、別途、他の書類の提出を願いますことがありますので、お近くの年金事務所へ事前にご相談ください。

年金請求書を共済組合等に提出する場合は、①～⑦の項目に関して、年金事務所での年金加入期間確認通知書(合算対象期間用)の発行を受け、年金請求書と合わせて提出が必要となる場合があります。

## 5. 年金の請求状況

(「年金請求のご案内」8ページ参照)

今回請求する年金の他に現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名	年金の種類
<input type="checkbox"/> 国民年金法 <input checked="" type="checkbox"/> 厚生年金保険法 <input type="checkbox"/> 船員保険法 <input type="checkbox"/> 国家公務員共済組合法 <input type="checkbox"/> 地方公務員等共済組合法 <input type="checkbox"/> 私立学校教職員共済法 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input checked="" type="radio"/> 老齢または退職 <input type="radio"/> 障害 <input type="radio"/> 遺族

### 【その他の例】

- ・廃止前の農林漁業団体職員共済組合法
- ・恩給法
- ・地方公務員の退職年金に関する条例
- ・日本製鉄八幡共済組合
- ・改正前の執行官法附則第13条
- ・旧令による共済組合等からの年金受給者のための特別措置法
- ・戦傷病者戦没者遺族等援護法

## 4 ページを記入する際の注意事項

### 4 ページ（4）年金の受給に必要な資格期間について

老齢基礎年金・老齢厚生年金は、受給資格期間が10年以上あれば受給できます。

受給資格期間には、年金制度に加入していた期間のほか、以下の期間（合算対象期間）を含めることができます。

なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金を受け取っているご本人が亡くなられた場合に、**ご遺族が遺族基礎年金・遺族厚生年金を受け取るためには、原則として、亡くなられた方の受給資格期間が25年以上あることが必要となります。**

#### <合算対象期間>

##### ○昭和61年3月以前の期間において国民年金に任意加入しなかった期間

- 1 配偶者が下記ア～キの制度の被保険者、組合員または加入者であった期間
- 2 配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金を受けることができた期間
- 3 本人または配偶者が下記ア～キの制度の老齢年金または退職年金の受給資格期間を満たしていた期間
- 4 本人または配偶者が下記ア～キの制度から障害年金を受けることができた期間
- 5 本人が下記ア～キの制度から遺族に対する年金を受けることができた期間
- 6 本人または配偶者が都道府県議会、市町村議会の議員および特別区の議会の議員ならびに国会議員であった期間
- 7 本人が都道府県知事の承認を受けて国民年金の被保険者とされなかった期間

##### ○国民年金に任意加入しなかった期間

- 8 本人が日本国内に住所を有さなかった期間
- 9 本人が日本国内に住所を有した期間であって日本国籍を有さなかったため国民年金の被保険者とされなかった期間
- 10 本人が学校教育法に規定する高等学校の生徒または大学の学生等であった期間
- 11 本人が昭和61年4月以後の期間で下記ア～ケの制度の老齢または退職を事由とする年金給付を受けることができた期間  
ただし、ウ～ケの制度等の退職を事由とする年金給付であって年齢を理由として停止されている期間は除く

##### ○その他の期間

- 12 本人または配偶者が下記ア～ケの制度以外の年金や恩給を受けていた期間等

- |                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| ア. 厚生年金保険法             | カ. 廃止前の農林漁業団体職員共済組合法             |
| イ. 船員保険法（昭和61年4月以後を除く） | キ. 地方公務員の退職年金に関する条例              |
| ウ. 国家公務員共済組合法          | ク. 廃止前の国会議員互助年金法                 |
| エ. 地方公務員等共済組合法         | ケ. 改正前の地方公務員等共済組合法<br>（地方議会議員共済） |
| オ. 私立学校教職員共済法          |                                  |

### 4 ページ（4）⑦の年金または恩給

1. 恩給
2. 執行官法に基づく年金
3. 国会議員互助年金
4. 旧令共済の年金
5. 地方公務員の退職年金に関する条例に基づく年金
6. 戦傷病者戦没者遺族等援護法に基づく年金
7. 未帰還者留守家族等援護法に基づく年金
8. 日本製鉄八幡共済組合の老齢年金または養老年金

## 5 ページの記入例

### 6-1. 配偶者情報

（「年金請求のご案内」10,11ページ参照）

(1) 配偶者はいますか。

はい ↓   いいえ → 「いいえ」に該当する方は次ページへお進みください。

71 区 0

(2) (1) で「はい」に該当する方は、次の①～④についてご記入ください。

① 配偶者の氏名、生年月日、個人番号（または基礎年金番号）、性別についてご記入ください。

70 氏名	(フリガナ)	ユシマ	ハナコ	生年月日	(本姓)	XX年 X月 X日				
	(氏)	湯島	花子		(昭)					
個人番号※ (または基礎 年金番号)	XXXXXXXXXX				性別	(男)	続柄	処	失	停
						(女)				

※基礎年金番号（10桁）で届出する場合は左詰めでご記入ください。

② 配偶者の住所がご本人（年金を受ける方）の住所と異なる場合は、配偶者の住所をご記入ください。

郵便番号	〒								
住所	(フリガナ)								
		市 区							
		町 村							

③ 配偶者について、現在請求中の公的年金があれば○で囲んでください。  
(請求中の年金がない場合は記入不要です。)

公的年金制度名			年金の種類
<input checked="" type="radio"/> 国民年金法	<input type="radio"/> 厚生年金保険法	<input type="radio"/> 船員保険法	<input type="radio"/> 老齢または退職
<input type="radio"/> 国家公務員共済組合法	<input type="radio"/> 地方公務員等共済組合法	<input type="radio"/> 私立学校教職員共済法	<input type="radio"/> 障害
<input type="radio"/> その他 ( )			<input type="radio"/> 遺族

④ 加給年金額および振替加算に関する生計維持関係に関する申立書をご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている配偶者や子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。また、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合「振替加算」が加算される場合があります。※生計維持については、同封の「年金請求のご案内」10ページをご確認ください。

#### 生計維持関係に関する申立書

申立日 (記入日) 令和 X年 X月 X日

1. 上記の配偶者と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。  
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

はい ・  いいえ

2. 上記の配偶者または本人の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(1)で「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください。	
		(2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。	
配偶者 (加給年金額に関する申立)	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ
【機構独自項目】 本人 (振替加算に関する申立)	<input checked="" type="radio"/> はい ・ <input type="radio"/> いいえ	<input type="radio"/> はい	<input type="radio"/> いいえ

※(2)で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。詳しくは、同封の「年金請求のご案内」21ページをご覧ください。

配偶者がいる場合は、必ず記入してください。また、配偶者がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。「年金請求のご案内」21ページをご確認ください。

個人番号（マイナンバー）については、「年金請求のご案内」14ページをご確認ください。

配偶者を記入した方は、「生計維持関係に関する申立書」欄を記入してください。

### 生計維持とは

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ア 生計を同じくしていること  
(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- イ 収入要件を満たしていること  
年収 850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。

※加給年金額・振替加算は、「年金請求のご案内」11ページ参照。

## 5 ページを記入する際の注意事項

配偶者がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

### 配偶者について

- 配偶者とは、夫または妻のことをいいます。また、婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人（年金を受ける方）と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。

### 加給年金額について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている配偶者または子がいる場合に、老齢厚生年金に加給年金額が加算されます。

- 厚生年金保険の被保険者期間が20年以上ある方が、65歳到達時点（または定額部分支給開始年齢に到達した時点）で、その方に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。
- 65歳到達後、被保険者期間が20年以上となった場合は、退職改定時または在職改定改定時に生計を維持されている下記の配偶者または子がいるときに加算されます。

対象者	年齢制限
配偶者	・65歳未満であること (大正15年4月1日以前に生まれた配偶者には年齢制限はありません。)
子	・18歳になった後の最初の3月31日まで (国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満)

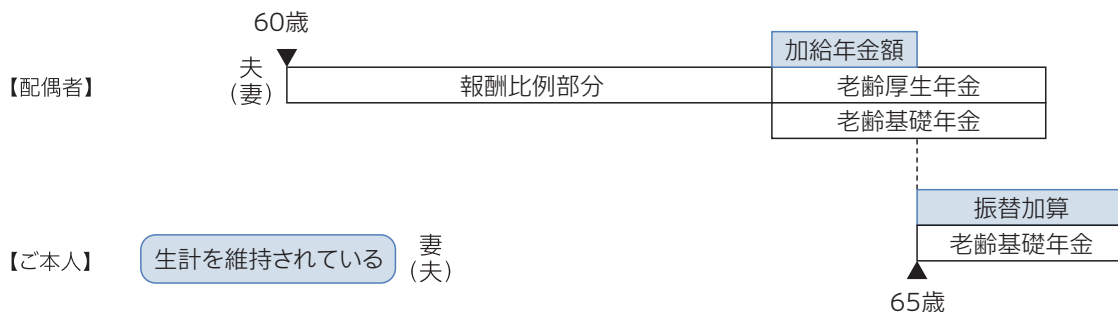
配偶者が老齢年金や退職年金（厚生年金保険等の加入期間が20年以上あるもの）の受給権を有したとき、または、障害年金を受けているときは、加給年金は支給停止されます。該当する方は「加給年金額支給停止事由該当届」の提出が必要となる場合がありますので、私学事業団にお問い合わせください。

### 振替加算について

振替加算は、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の年金に加算されます。

- 配偶者の「特別支給の老齢厚生年金」や「老齢厚生年金」に加算される加給年金額は、ご本人（年金を受ける方）が65歳になると自分の老齢基礎年金を受けられるため、加算されなくなります。このとき、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合に、ご本人（年金を受ける方）の老齢基礎年金の額に加算がされます。これを振替加算といいます。
- ご本人（年金を受ける方）の被保険者期間が20年以上※の老齢厚生年金（退職共済年金）等の受給権者であるときは、加算されません。

※中高齢の資格期間の短縮の特例を受ける方は、厚生年金保険（一般）の被保険者期間が15～19年。



## 6 ページの記入例

### 6-2. 子の情報

(「年金請求のご案内」12ページ参照)

(1) 現在、生計を維持している子のうち、以下のいずれかに該当する「子」はいますか。

- ① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

はい

いいえ

「いいえ」に該当する方は次ページへお進みください。

(2) (1) で「はい」に該当する方は、次の①～②についてご記入ください。

- ① 子の氏名、生年月日、個人番号（マイナンバー）および障害の状態についてご記入ください。  
(4人目以降は別紙にご記入ください。)

70	A欄	子の氏名 (フリガナ) ユシマ (氏) 湯島 (名) イチロウ (名) 一郎	生年月日	(平成) XX年 X月 X日 (令和)	診 続柄 処 失
		個人番号 (マイナンバー)	障害の状態	(ある) ・ (ない)	
B欄	子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平成) 年 月 日 (令和)	診 続柄 処 失	
	個人番号 (マイナンバー)	障害の状態	(ある) ・ (ない)		
C欄	子の氏名 (フリガナ) (氏) (名)	生年月日	(平成) 年 月 日 (令和)	診 続柄 処 失	
	個人番号 (マイナンバー)	障害の状態	(ある) ・ (ない)		

- ② 加給年金額に関する生計維持関係に関する申立書をご記入ください。

ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている子がいる場合、「加給年金額」が加算される場合があります。  
※生計維持については、同封の「年金請求のご案内」10ページをご確認ください。

#### 生計維持関係に関する申立書

申立日  
(記入日) 令和 X年 X月 X日

- 1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。  
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることとなります。)

(はい) ・ (いいえ)

- 2. 上記の子の年収について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1) 年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)	(2) おおむね5年以内に年収850万円 (所得655.5万円) 未満となる見込み がありますか。
A欄の子	(はい) ・ (いいえ)	(はい) ・ (いいえ)
B欄の子	(はい) ・ (いいえ)	(はい) ・ (いいえ)
C欄の子	(はい) ・ (いいえ)	(はい) ・ (いいえ)

※(2) で「はい」を○で囲んだ方は、添付書類が必要です。詳しくは、同封の「年金請求のご案内」21ページをご覧ください。

受給権発生日時点で、(1) の条件に該当する子の情報を記入してください。また、(1) の条件に該当する子がいる場合、添付書類が必要となる場合があります。「年金請求のご案内」21ページをご確認ください。

子の情報を記入した方は、「生計維持関係に関する申立書」欄を記入してください。

## 6 ページを記入する際の注意事項

ご本人（年金を受ける方）によって生計を維持されている子がいる方は、以下の点に留意してご記入ください。

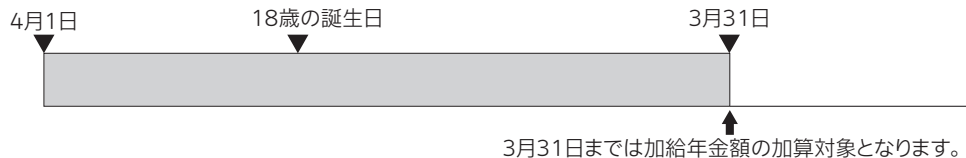
### 子について

ご本人（年金を受ける方）によって、生計を維持されている子がいる場合、加給年金額が加算されることがあります。詳しくは、「年金請求のご案内」11ページをご確認ください。

子とは、次のいずれかに該当する方を指します。

- a : 18歳になった後の最初の3月31日までにある子
- b : 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

(例) a の場合



- \* 障害状態にある子については、障害状態が確認できる医師または歯科医師の診断書等の添付が必要です。
- \* 加給年金額の対象となる子がいる場合は、6ページに子の氏名等をご記入ください。  
対象となる子が3人を超える場合は4人目以降を別紙にご記入の上、この請求書に添付してご提出ください。

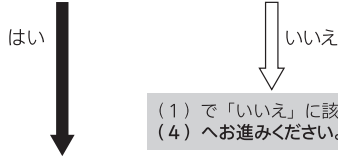
## 7 ページの記入例

### 7. 雇用保険加入状況

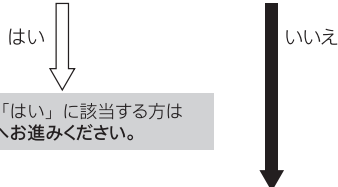
(「年金請求のご案内」13ページ参照)

65歳前に老齢厚生年金が発生する方(特別支給の老齢厚生年金が発生する方または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する方)は以下をご記入ください。

(1) 雇用保険に加入したことがありますか。



(2) (1) で「はい」に該当する方は次の質問についてご記入ください。  
年金請求書を提出する時点で、最後に雇用保険の被保険者でなくなった日から7年以上経過していますか。



(3) (2) で「いいえ」に該当する方は雇用保険被保険者番号(10桁または11桁)を左詰めでご記入ください。

雇用保険 被保険者番号	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X
----------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

→ (5) へお進み  
ください。

※(3) に記入した場合、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。  
詳しくは、同封の「年金請求のご案内」22ページをご覧ください。

(4) (1) で「いいえ」に該当する方は雇用保険に加入していなかった理由について、  
次のアまたはイのいずれかをチェックしてください。

<input checked="" type="checkbox"/>	ア	雇用保険の加入事業所に勤めていたが、雇用保険の被保険者から除外されていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用される者であるが、雇用保険被保険者の適用除外であり、 雇用保険被保険者証の交付を受けたことがない。 (例 事業主、事業主の妻等)
<input checked="" type="checkbox"/>	イ	雇用保険に加入していない事業所に勤めていたため。 雇用保険法による適用事業所に雇用されたことがないため、雇用保険被保険者証の交付を 受けたことがない。

(5) 60歳から65歳になるまでの間に、雇用保険の基本手当または高年齢雇用継続給付を受けていますか  
(または受けたことがありますか)。「はい」または「いいえ」を○で囲んでください。  
受給を終了している場合は、終了日をご記入ください。

はい     いいえ    受給終了日 (平成・令和) 年 月 日

### 記入上の留意点

特別支給の老齢厚生年金または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求しない方は記入不要です。  
年金の繰上げについては、「年金請求のご案内」3ページをご参照ください。

## 7 ページを記入する際の注意事項

### 雇用保険と年金との調整について

65歳になるまでの老齢厚生年金(特別支給の老齢厚生年金または繰上げ支給の老齢厚生年金)を受給している方が、雇用保険の失業給付または高年齢雇用継続給付を受給する場合、年金額の全部または一部が支給停止されます。

- 雇用保険に加入したことがある方(資格喪失後7年未満)、現在雇用保険に加入中の方は、雇用保険被保険者証等の番号が確認できる書類の添付が必要です。
- 複数の雇用保険被保険者証等をお持ちの方は、直近に交付された雇用保険被保険者証等に記載されている被保険者番号をご記入のうえ、番号が確認できる書類の写しを添付してください。
- 雇用保険被保険者番号について、ご不明な点がありましたら、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

## 14ページを記入する際の注意事項

### 《作成（記入）時の注意事項》

- 「代理人」（委任を受ける方）欄については、ご本人（委任する方）が決められた代理人（委任を受ける方）の氏名、ご本人との関係、住所、電話番号をご記入ください。なお、法人を代理人とすることはできません。
- 「ご本人」欄については、委任状を作成（記入）した日付、ご本人の基礎年金番号、氏名（旧姓がある方は、その旧姓もご記入ください）、生年月日、住所、電話番号、委任する内容をご記入ください。
- 委任する内容について、1.～5.の項目から選んで○で囲んでください（5.を選んだ場合には委任する内容を具体的に記入してください）。
- 「年金の加入期間」や「見込額」などの交付については、希望される交付方法等をA.B.の項目から選んで○で囲んでください。

### 《来所時の注意事項》

- 代理人が来所される場合は、代理人の方の本人確認書類が必要です（代表的な本人確認書類は次の①～③です）。  
※代理人が郵送で手続きをされる場合は、代理人の方の本人確認書類の写しを添付してください。
  - ① 個人番号カード（マイナンバーカード）
  - ② 運転免許証
  - ③ パスポート
- ※本人確認書類に記載されている氏名および住所は、委任状に記載されているものと同じであることが必要です。上記①～③をお持ちでない場合は、お問い合わせください。
- 基礎年金番号通知書等の再交付については、取扱い上窓口での交付ができません。交付方法を、「A. 代理人に交付を希望する」を選んだ場合であっても、ご本人様の登録の住所あてに送付しますのでご了承ください。

## 個人番号（マイナンバー）について

- ご記入いただけていない場合であっても、提供いただいた住民票情報等を基に、番号利用法（マイナンバー法）に基づき、個人番号（マイナンバー）を登録させていただきます。  
個人番号（マイナンバー）の登録後は、年1回の現況の確認（現況届）や住所変更の届出が原則不要になります。
  - ご記入された個人番号（マイナンバー）は、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）および提出する方が番号の正しい持ち主であることの確認（身元（実存）確認※）が必要なため、以下のいずれかの書類をご提出ください。
    - ・個人番号カード（マイナンバーカード）
    - ・個人番号の表示がある住民票の写し
    - ・通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- 【窓口で提出される場合】  
上記の原本をご提示ください。
- 【郵送で提出される場合】  
上記のコピーを添付してください。  
\*個人番号カード（マイナンバーカード）の場合、個人番号の記載面（裏面）のコピーが必要になります。
- ※「身元（実存）確認」は当請求書で確認します。
- \*配偶者、子および扶養親族の番号確認・身元（実存）確認書類の提出は必要ありません。

# 日本年金機構の加入経歴がある方

## 9 ページ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入する際の注意事項

- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、配偶者控除等各種控除を受けるためには、原則として9ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」という）を提出する必要があります。印字されているカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、氏名を記入し、下の「記入上の注意事項」をお読みいただきながら、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、**扶養親族等の個人番号（マイナンバー）**をご記入ください。なお、**国民年金の老齢基礎年金のみの請求をする方は、源泉徴収等が不要な年金額のため記入する必要はありません。**
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります（その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告は要しません）。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

### 記入上の注意事項

**あ** 『源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者』欄は、下記(注)を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。

配偶者が「配偶者の区分」に記載されている年金収入に該当する場合は、「配偶者の区分」に○をつけてください。

12月31日現在で70歳以上で合計所得金額が58万円以下の方については、『老人』を○で囲んでください。

(注) この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、配偶者の収入が「配偶者の区分」に記載に該当するか、合計所得金額が95万円以下となる方です。婚姻届を提出していない方は対象にはなりませんのでご注意ください。

**い** 「源泉控除対象親族(16歳以上)」欄は、配偶者以外の親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。

・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については『特定』（所得税法上の「特定扶養親族」と「特定親族」を兼ねています。）を○で囲んでください。

・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。

「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。

・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。

年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が**58万円以下**の方を『扶養親族』といい、16歳以上の扶養親族と、19歳以上23歳未満で所得金額が58万円超**85万円以下**の方をあわせて『源泉控除対象親族』といいます。

**う** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。

また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

『特別障害』とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、『普通障害』とは、特別障害以外の障害をいいます。配偶者または親族の合計所得金額が58万円を超える場合は、その方が障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。

**え** 「寡婦等」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、ひとり親の場合は『ひとり親』を○で囲んでください。

・『寡婦』とは受給者ご本人で、以下の(1)または(2)のどちらかに該当する方のうち、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。

(1) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族(子以外)がある方

①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方

②夫の生死が明らかでない方

(2) 以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族のいない方

①夫と死別した後、婚姻していない方

②夫の生死が明らかでない方

・『ひとり親』とは、受給者ご本人で、以下のいずれかに該当する方のうち、生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。

①配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方

②婚姻歴のない方

③配偶者の生死が明らかでない方

\*『生計を一にする子』とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得(年金を請求する年)の見積額が58万円以下の子をいいます。

\*ご本人や親族の所得見積額が基準額を超える場合、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、「寡婦等」欄の『地方税控除』を○で囲んでください。

\*住民票の続柄欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」またはこれらと同様の記載がある方は、『寡婦』および『ひとり親』には該当しません。

**お** 受給者本人の合計所得額が900万円を超える場合は、○をつけてください。

**か** 扶養親族等の対象者が別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。

**き** 「所得金額」欄は、年金を請求する年の所得金額(見積額)が該当する項目を○で囲んでください。配偶者については、所得金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。

**く** 所得金額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄にその方の氏名と退職所得がある旨、および退職所得を除いた所得金額をご記入ください。

#### 国外にお住まいの扶養親族等がある場合の提出方法

控除対象となる配偶者または親族が非居住者(※1)の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類(※2)を申告書と一緒に提出してください。

※1 「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要になります。

①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限りです。)

#### 国外にお住まいの配偶者以外の親族がいる場合の記入方法

配偶者以外の親族が非居住者の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨および、①～④のいずれかの該当する番号を記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。

①対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった(留学生であることを証明する書類の添付が必要です)

③対象者が①に該当せず、障害者に該当する

④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある

## 公務員共済の加入経歴がある方

### 10ページを記入する際の注意事項

#### 退職共済年金（経過的職域加算額）について

原則として、平成27年9月以前に1年以上の引き続く公務員共済の加入期間を有する方には、退職共済年金（経過的職域加算額）が支給されることとなります。

##### ○退職共済年金（経過的職域加算額）の請求について

老齢厚生年金と退職共済年金（経過的職域加算額）を受けられるときは、老齢厚生年金の請求をしたときに退職共済年金（経過的職域加算額）の請求があったものとみなされます。

#### 退職一時金受給額の返還について

あなたが組合員として勤務されたことがあり、退職時に退職一時金を支払われたことがある場合、老齢厚生（退職共済）年金の受給権（年金を受ける権利）を有することになったときは、この退職一時金の額に利子に相当する額を加えた金額を返還していただくことになります。

##### ○退職一時金の返還制度の概要

退職一時金は、昭和54年12月までに組合員期間が20年未満で退職された方に支給されていた制度です。

この制度は、昭和61年4月に行われた共済年金制度の改正により、過去に退職一時金の支給を受けた方の組合員期間についても、退職一時金を受けていなかった方と全く同じ計算方式による共済年金が支払われることになりました。このため、同一の組合員期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防止するための措置として、退職一時金の返還制度が実施されることになりました。

ただし、退職一時金の全額の支給を受けている場合（将来の年金を受けるための財源を残していない場合）に限っては、その退職一時金の基礎となった加入していた期間と、それ以外の公務員期間に係る厚生年金保険の被保険者期間（第2号及び第3号厚生年金被保険者期間）とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は年金額の計算の算定基礎にはなりませんので、その期間に基づいて受給した退職一時金については返還する必要はありません。

##### ○返還方法の注意事項

「2」の現金での返還を行う際には、金融機関にて別途払込手数料が必要となる場合があります。

#### 国会議員・地方議会議員の就任期間のある方について

国会議員や地方議会議員であった期間がある場合は、その期間を10ページにご記入ください。（就任中である場合は、「退任年月日」の欄に「就任中」とご記入ください。）

#### 給付制限について

組合員または組合員であった方が刑に処せられたとき等は、改正前の国家公務員共済組合法・地方公務員等共済組合法による退職共済年金（経過的職域加算額）に給付制限が行われます。

##### ○給付制限の概要

組合員または組合員であった者が拘禁刑（令和7年5月以前の場合は、懲役または禁錮）以上に処せられたとき、組合員が免職、停職の懲戒処分を受けたときまたは組合員（退職後に再び組合員となった者に限る。）もしくは組合員であった者が退職手当支給制限等処分を受けたときは、退職共済年金（経過的職域加算額）の全部または一部の制限が行われます。

拘禁刑（令和7年5月以前の場合は、懲役または禁錮）以上に処せられてその刑の執行を受けるときは、その刑の執行が終わるまで、退職共済年金（経過的職域加算額）の全額が支給停止となります。

# 公務員共済の加入経歴がある方

## 11ページ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入する際の注意事項

- 年金からの人的控除を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入をせずに提出してください(記入がない場合でも、本人分の公的年金等控除・基礎控除が適用されます)。
- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。そのため、人的控除を受ける際には、原則として11ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」(以下「申告書」という)を提出する必要があります。印字されているカナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、氏名を記入し、下の「記入上の注意事項」をお読みいただき、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うことになります。また、所得税法の規定により、請求者本人と扶養親族等の個人番号(マイナンバー)を必ずご記入ください。(注)本申告書を所属の共済組合または年金事務所に提出する場合には、請求者のマイナンバーに関する確認書類として、マイナンバーカード等の書類(郵送による提出の場合にはそのコピー)が必要となりますので、ご注意ください。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります(その年中の公的年金等の収入金額が400万円以下であり、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象となる場合において、その年分の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、その年分の所得税について確定申告は要しません)。詳しくは、国税庁のホームページをご確認いただくか、お近くの税務署にお問い合わせください。
- 給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

### 記入上の注意事項

**あ** 『源泉控除対象配偶者または障害者に該当する同一生計配偶者』欄は、下記(注)を参照し、該当する場合のみ、配偶者の氏名等を記入してください。配偶者の区分が「1」または「3」であって、障害に該当する場合には『普通障害者』または『特別障害者』を○で囲んでください。配偶者の区分が「1」かつ対象年(提出年)の12月31日現在で70歳以上で合計所得金額が58万円以下の場合のみ『老人』を○で囲んでください。

(注)この欄に記入する配偶者は、請求者本人と生計を一にする配偶者で、請求者本人と配偶者の所得見積額を計算した結果、「配偶者の区分」の「1」「2」「3」に該当する場合のみ記入してください。婚姻届を提出していない方は対象になりませんのでご注意ください。

**い** 「源泉控除対象親族(16歳以上)」欄は、配偶者以外の親族のうち、対象年(提出年)の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。  
・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については『特定』(所得税法上の「特定扶養親族」と「特定親族」を兼ねています。)を○で囲んでください。  
・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老人』を○で囲んでください。  
「扶養親族(16歳未満)」欄は、扶養親族のうち、対象年(提出年)の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。  
・16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。  
・「扶養親族(16歳未満)」欄は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記入欄を兼ねています。

年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が58万円以下の方を「扶養親族」といい、16歳以上の扶養親族と、19歳以上23歳未満で所得金額が58万円超85万円以下の方をあわせて「源泉控除対象親族」といいます。

**う** 「他の所得者が控除を受ける扶養親族等」欄は、あなたの同一生計内に所得者が2人以上いるときに、あなたの扶養親族等(控除対象配偶者、源泉控除対象親族または障害者である年齢16歳未満の扶養親族をいいます。)を他の所得者の扶養親族等として、また、同一生計内の扶養親族等を分けて控除を受けたりする場合に、該当する扶養親族等についてご記入ください。

**え** 「障害」欄および「本人障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害者』、特別障害者の場合は『特別障害者』を○で囲んでください。また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度(等級など)をご記入ください。

『障害』とは、特別障害(身体障害者等級が1級または2級に該当

するか、重度の精神障害等)または普通障害(特別障害以外の障害)をいいます。配偶者または親族の合計所得金額が58万円を超える場合は、その方が障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。

**お** 「寡婦等」欄は、請求者本人が寡婦の場合は『寡婦』、ひとり親の場合は『ひとり親』を○で囲んでください。

・『寡婦』とは、受給者ご本人で、以下の(1)または(2)のどちらかに該当する方のうち、ご本人の所得(対象年(提出年))の見積額が500万円以下である方をいいます。

(1)以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族(子以外)がある方

- ①夫と死別・離婚した後、婚姻していない方
- ②夫の生死が明らかでない方

(2)以下の①・②のどちらかに該当する方で、扶養親族のいない方

- ①夫と死別した後、婚姻していない方
- ②夫の生死が明らかでない方

・『ひとり親』とは、受給者ご本人で、以下のいずれかに該当する方のうち、生計を一にする子がいて、かつ、ご本人の所得(年金を請求する年)の見積額が500万円以下である方をいいます。

- ①配偶者と死別・離婚した後、婚姻していない方
- ②婚姻歴のない方
- ③配偶者の生死が明らかでない方

\*『生計を一にする子』とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされておらず、所得(年金を請求する年)の見積額が58万円以下の子をいいます。

\*ご本人や親族の所得見積額が基準額を超えているが、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、「寡婦等」欄の『地方税控除』の『寡婦』または『ひとり親』を○で囲んでください。

\*住民票の統括欄に「夫(未届)」、「妻(未届)」またはこれらと同様の記載がある方は、『寡婦』および『ひとり親』には該当しません。

**か** 扶養親族等の対象者で別居している方がいる場合は、区分の『別居』を○で囲み、「摘要」欄に、その方の氏名と住所をご記入ください。

また、扶養親族等の対象者と同居している場合は、区分の『同居』を○で囲んでください。

**き** 「所得金額(退職所得を含む)」欄は、対象年(提出年)の所得金額(見積額)をご記入ください。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額、公的年金の場合、公的年金等の支払額から公的年金等控除額を差し引いた金額となります。

所得金額に退職所得が含まれている場合は、「退職所得を除いた所得金額」欄に退職所得を除いた所得金額をご記入ください。

### 国外にお住まいの扶養親族等がいる場合の提出方法

控除対象となる配偶者または親族が非居住者(※1)の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所を記入し、親族関係書類(※2)を申告書と一緒に提出してください。

※1「非居住者」とは、国内に住所を有さず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に居所を有しない方をいいます。

※2「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。

なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語の翻訳文も必要になります。

①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類およびその配偶者または親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類(その配偶者または親族の氏名、生年月日および住所または居所の記載があるものに限ります。)

### 国外にお住まいの配偶者以外の親族がいる場合の記入方法

配偶者以外の親族が非居住者の場合は、その方の「非居住」を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所および①～④のいずれかの該当する番号をご記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。

①対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった(留学生であることを証明する書類の添付が必要です)

③対象者が①に該当せず、障害者に該当する

④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある

## 私学共済の加入経歴がある方

### 12ページを記入する際の注意事項

## 昭和54年12月31日以前に退職された経歴のある方へ

退職一時金返還について、ご案内します。

退職一時金の返還	過去に退職一時金の支給を受けた方が、その後、老齢厚生年金を受けることになったときは、その退職一時金として受けた額に利子を加えて返還していただくことになっています。
----------	---

### ①退職一時金の返還がなぜ必要なのか

退職一時金の制度は、昭和54年12月31日までであった制度です。

昭和61年4月の年金改正により、退職一時金の支給を受けた方について、退職一時金を受けていなかった方と全く同じ計算方式による年金が支給されることとなりました。このため、同一期間について年金と退職一時金の二重の給付が行われるのを防止する措置として、退職一時金の返還の仕組みが講じられました。

ただし、退職一時金の全額の支給を受けている場合（将来の年金を受けるための財源を残していない場合）に限り、その退職一時金の基礎となった加入者期間と、それ以外の私学共済制度の加入者である厚生年金保険の被保険者期間（私学共済厚生年金被保険者期間）とを合計しても20年未満の場合には、退職一時金の基礎となった期間は年金額の計算の算定基礎にはなりませんので、その期間に基づいて受給した退職一時金については返還する必要はありません。

### ②返還額の計算

退職一時金の返還額は、支給を受けた退職一時金の額に、利子相当額（一時金が支給された月の翌月から年金の受給権が発生する月までの期間につき、政令で定める利率により複利計算した額）を加えた額です。

年金の受給権が発生するまでの利息計算とされていることから、あらかじめ返還していただくことはできない仕組みとなっています。

## 国会議員・地方議会議員の就任期間がある方へ

国会議員や地方議会議員であった期間がある場合は、その期間を12ページにご記入ください。（就任中である場合は、「退任年月日」の欄に「就任中」とご記入ください。）

## 経過的職域加算について

厚生年金の請求手続きにより、平成27年9月までの共済組合等の加入期間に基づき支給される経過的職域加算の手続きも併せて行われます。

# 私学共済の加入経歴がある方

## 13ページ「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を記入する際の注意事項

- 年金からの人的控除を希望されない方は、扶養親族等申告書の記入をせずに提出してください（記入がない場合でも、本人分の公的年金等控除・基礎控除が適用されます）。
- 老齢年金は、所得税法の規定により、その支払いを受ける際に源泉徴収が行われます。  
請求する年金からの人的控除を希望する際には、年金請求書13ページの「公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」（以下「申告書」といいます）を提出する必要がありますので、カナ氏名、生年月日、住所、基礎年金番号をご確認のうえ、氏名を記入し、下の「記入上の注意事項」を読んで、必要事項をご記入ください。
- この申告書に記入した扶養親族等の状況に応じて所得控除を行い、源泉徴収税額の計算を行うこととなります。  
また、所得税法の規定により、あなたと扶養親族等のマイナンバー（個人番号）を必ずご記入ください。  
請求者ご本人のマイナンバーを記入した場合、マイナンバーカード、住民票（マイナンバー記載のもの）または通知カード（記載内容に変更がないものに限ります）のいずれかのコピーを添付してください。
- 老齢年金から源泉徴収される所得税は、給与所得のように年末調整が行われないことから、その年に納付すべき税額との差額は確定申告により精算する必要があります。  
例えば、給与等の所得のある方が、その給与等の支払者に提出した「給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」に記入した扶養親族等と同じ扶養親族等をこの申告書に記入した場合には、双方の所得について重複して所得控除が行われることになるため、確定申告により所得税額を納付することになる場合があります。

### 記入上の注意事項

※下記の所得金額または所得の見積額とは、収入から給与所得控除額や公的年金等控除額を差し引いたものです。

- 「年間所得の見積額」欄は、年金を請求する年の所得金額（見積額）をご記入又は1～3を○で囲んでください（配偶者の場合いずれも記入要）。例えば、給与所得がある場合、給与の収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額となります。年間所得の見積額に退職所得が含まれている場合は、「摘要」欄にその方の氏名と退職所得がある旨、及び退職所得を除いた所得金額をご記入ください。
- 源泉控除対象配偶者のうち、合計所得金額が58万円以下で、かつ年金を請求する年の12月31日現在で70歳以上の場合は、『老』を○で囲んでください。

『源泉控除対象配偶者』とは、年金を受ける方（合計所得金額が900万円以下の方に限ります）と生計を同じくする配偶者で、合計所得金額が95万円以下の方のことをいいます。婚姻届を提出していない方は控除対象配偶者にはなりませんのでご注意ください。

- 「源泉控除対象親族（16歳以上）」欄は、配偶者以外の親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳以上の方をご記入ください。
  - ・12月31日現在で19歳以上23歳未満の方については『特』（所得税法上の「特定扶養親族」と「特定親族」を兼ねています。）を○で囲んでください。
  - ・12月31日現在で70歳以上の方については「老人扶養親族」に該当しますので、『老』を○で囲んでください。
- 「扶養親族（16歳未満）」欄は、扶養親族のうち、年金を請求する年の12月31日現在で16歳未満の方をご記入ください。  
※16歳未満の扶養親族については、扶養控除の対象外となりますが、障害者に該当する場合は障害者控除が適用されます。

年金を受ける方と生計を同じくする配偶者以外の親族で、合計所得金額が58万円以下の方を「扶養親族」といい、16歳以上の扶養親族と、19歳以上23歳未満で合計所得金額が58万円超85万円以下の方をあわせて「源泉控除対象親族」といいます。

○源泉控除対象配偶者・扶養親族等の「住所または居所」欄は、『同居』・『別居』どちらかを○で囲み、別居の場合は「摘要」欄にその方の氏名と住所を記入してください。

○国外にお住まいの扶養親族等がある場合の提出方法

控除対象となる配偶者または親族が非居住者（※1）の場合は、その方の『非居住者』を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨を記入し、親族関係書類（※2）を申告書と一緒に提出してください。

※1 非居住者とは、国内に住所を有せず、かつ、現在まで引き続いて1年以上国内に住所を有しない方をいいます。

※2 「親族関係書類」とは、次の①または②のいずれかの書類で、その非居住者があなたの配偶者または親族であることを証するものをいいます。なお、これらの書類が外国語により作成されている場合には、日本語での翻訳文も必要となります。

①戸籍の附票の写しその他の国または地方公共団体が発行した書類及びその配偶者または親族の旅券の写し

②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類（その配偶者または親族の氏名、生年月日及び住所または居所の記載があるものに限ります。）

○国外にお住まいの配偶者以外の親族がいる場合の記入方法

配偶者以外の親族が非居住者の場合は、その方の『非居住者』を○で囲み、「摘要」欄にその方の氏名、住所、非居住である旨および①～④のいずれかの該当する番号をご記入ください。該当しない場合、控除は受けられません。親族関係書類を申告書と一緒に提出してください。

①対象者の年齢が30歳未満または70歳以上である。

②対象者が①に該当せず、留学のため国内に住所を有しなくなった（留学生であることを証明する書類の添付が必要です）。

③対象者が①に該当せず、障害者に該当する。

④対象者が①に該当せず、年金受給者より、その年において、生活費または養育費に充てるための送金を年間38万円以上受ける見込みがある。

- 「本人障害」欄および「障害」欄は、普通障害者の場合は『普通障害』、特別障害者の場合は『特別障害』を○で囲んでください。  
また、障害者に該当する方がいる場合は、「摘要」欄に、氏名、身体障害者手帳等の種類と交付年月日、障害の程度（等級など）をご記入ください。

特別障害とは、身体障害者等級が1級または2級に該当するか、重度の精神障害等をいい、普通障害とは、特別障害以外の障害をいいます。配偶者または親族の合計所得が58万円を超える場合は、その方が障害者に該当しても障害者控除の対象となりません。

- 「寡婦等」欄は、あなたが寡婦の場合は『寡婦』、ひとり親の場合は『ひとり親』を○で囲んでください。

「寡婦等」とは、受給者本人の所得が500万円以下で、夫や妻と死別、離婚、生死不明又は未婚であり、以下の要件に該当する場合をいいます。

区分	受給者本人の所得	受給者本人の性別	扶養親族等の要件	状況
寡婦	500万円以下	女性	扶養親族や生計を一にする子がいない	死別・生死不明
			扶養親族（子以外）がいる	死別・離婚・生死不明
ひとり親		女性・男性	生計を一にする子がいる	死別・離婚・生死不明・未婚

※再婚している場合（事実上婚姻関係と同様である場合を含みます）は、該当しません。

※生計を一にする子とは、他の方の同一生計配偶者または扶養親族とされおらず、所得（年金を請求する年）の見積額が58万円以下の子をいいます。

※ご本人や親族の所得見積額が基準額を超える場合、退職所得を除くと基準額以下となる場合は、「地方税（個人住民税）控除のみ」欄の『寡婦』または『ひとり親』を○で囲んでください。

- 提出年より前に年金が受けられる場合は、過去の年分の扶養親族等申告書をすべて提出していただくことになります（過去の年分については申告書のコピーにてご提出いただけます）。

## 年金請求に必要な添付書類

### 1. 個人番号（マイナンバー）の番号確認のための書類

個人番号（マイナンバー）は、個人番号（マイナンバー）が正しい番号であることの確認（番号確認）が必要なため、以下のいずれかの書類のコピーを添付してください。

- 個人番号カード（マイナンバーカード）の表・裏両面
- 個人番号の表示がある住民票
- 通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限りです）

請求書にマイナンバーをご記入のうえ、上記書類を添付していただいた場合は、下の「2. 生年月日を確認する書類」「3. 年金の受取口座を確認する書類（公金受取口座を指定する場合のみ）」の添付を省略できます。

### 2. 生年月日を確認する書類

ご本人の生年月日を確認する書類として、以下いずれかの書類の添付が必要です。

- 戸籍抄本（または戸籍謄本）
- 住民票

\*戸籍・住民票を添付する場合は、受給権発生日以降かつ、年金請求書の提出日の6カ月以内に交付されたものが必要です。  
\*戸籍・住民票がホッチキスで綴られている場合は、外さずに添付してください。

#### 【外国人の方】

- 外国人の方で、マイナンバーをお持ちの場合は、年金請求書の1ページにマイナンバーをご記入ください。  
また、年金請求書の1ページの氏名が印字されている下の余白にアルファベット氏名を大文字で記入のうえ、在留カードまたは住民票（どちらもコピー可）のいずれかの書類を添付してください。

### 3. 年金の受取口座を確認する書類

年金請求書に記載した年金の受取口座について、以下の書類の添付が必要です。

- 金融機関の通帳またはキャッシュカードのコピー  
(金融機関名、支店名、口座名義人氏名フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるもの)

\*一部のインターネット専門銀行は年金の受け取り先として指定できます。

詳しくは、年金の受け取りを希望するインターネット専門銀行にお問い合わせください。

\*インターネット専門銀行を指定する場合、金融機関名、支店名、口座名義人氏名 フリガナ、預金種別、口座番号が確認できるページをプリントアウトし、添付してください。

- 年金請求書に金融機関の証明を受けた場合、または公金受取口座として登録済の口座を年金の受取先に指定する場合は、上記の書類は不要です。

■配偶者または子がいる方……………引き続き21、22ページをご確認ください。

■上記以外の方……………引き続き22ページをご確認ください。

## 配偶者または子がいる方

### 4. 加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類

ご本人（年金を受ける方）に生計を維持されている配偶者または子がいる場合や、ご本人（年金を受ける方）が配偶者によって生計を維持されている場合、加給年金額や振替加算を加算するために戸籍、住民票および所得証明書の添付が必要です。【表1】


- 年金請求書の5ページ・6ページに配偶者および子のマイナンバーをそれぞれ記入すると、戸籍抄本（または戸籍謄本）、住民票および所得証明書の添付を省略できます。

\*マイナンバーを記入した場合でも、審査の過程で添付書類が必要となる場合があります。あらかじめご了承ください。

- 以下の2つの要件を満たしているとき、「生計を維持されている」といいます。
  1. 生計を同じくしていること。（例）同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
  2. 年収850万円（所得655.5万円）以上を将来にわたって有しないことが認められること。
- 「配偶者」とは、夫または妻のことをいいます。  
（婚姻の届け出はしていなくても、事実上ご本人（年金を受ける方）と「婚姻関係と同様の状態にある方」を含みます。）
- 「子」とは、次のいずれかに該当する方をいいます。
  - ① 18歳になった後の最初の3月31日までの子
  - ② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

### 【表1】加給年金額や振替加算を加算するために必要な書類（例）

詳しくは私学事業団にお問い合わせください。

書類名	使用目的	備考欄
① 戸籍謄本等	配偶者・子との身分関係の確認	 <b>年金請求書に配偶者および子のマイナンバーを記入した場合は、添付は不要です</b>
② 世帯全員の住民票	生計同一要件の確認	
③ 【ご本人に加給年金額が加算される場合】 配偶者・子の所得証明書等	収入要件の確認 （原則、前年の収入または所得）	
④ 【ご本人に振替加算が加算される場合】 本人の所得証明書等		

\*戸籍・住民票を添付する場合は、受給権発生日以降かつ、年金請求書の提出日の6カ月以内に交付されたものがが必要です。

#### 【おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合】

- 生計維持関係にある方の収入が、現在の年収が850万円（所得655.5万円）以上であって、おおむね5年以内に年収が850万円（所得655.5万円）未満となる見込みがある場合は、「退職年齢が確認できる勤務先の就業規則のコピー」等、収入が減少する見込みであることを確認できる書類の添付が必要です。
- ➡退職年齢の確認書類等の中で職種により退職年齢が異なる旨の記載がある場合、該当者の職種を特定できる書類（コピー可）も添付してください。

#### 【配偶者・子と同一世帯でない場合】【事実婚関係にある方がいる場合】

- 配偶者または子と同一世帯でない場合や事実婚関係にある方がいる場合は、生計同一関係などを確認する書類として、「生計同一関係に関する申立書」等が別途必要です。必要書類を送付しますので私学事業団にお問い合わせください。
- ➡同一世帯でない場合は、それぞれの世帯全員の住民票（コピー不可）が必要となります。

#### 【子が障害の状態にある場合】

- 年金請求書6ページ6-2.（2）で子の障害の状態欄に「ある」と記入した場合は、障害の状態等をお伺いし、所定の診断書をお送りします。（国民年金法施行令別表に定める障害等級1級または2級の障害の状態をいい、障害者手帳の障害等級とは異なります。）  
その他認定または審査に必要な書類がある場合がありますので、私学事業団にお問い合わせください。
- ➡子が特別児童扶養手当の支給対象者であり、特別児童扶養手当の直近の診断書（コピー可）を提出できる場合は、上記診断書を省略できることがあります。この場合、併せて特別児童扶養手当を受けていることがわかる書類も提出してください。

## そのほか、状況に応じて必要な書類

### 5. 雇用保険に関する書類

65歳前に老齢厚生年金が発生する方（特別支給の老齢厚生年金が発生する方または繰上げ支給の老齢厚生年金を請求する方）のみ必要な書類です。

書類が必要な場合		必要な添付書類
(1)	現在雇用保険に加入中の方、または、過去7年以内に雇用保険に加入していた方	以下①～④いずれかの書類のコピー ① 雇用保険被保険者証 ② 雇用保険受給資格者証 ③ 雇用保険受給資格通知 ④ 高年齢雇用継続給付支給（不支給）決定通知書
(2)	60歳から65歳になるまでの間に、ハローワークに求職申込をしている、または基本手当を受けたことがあるとき	上記(1)の②または③の全ての面のコピー
(3)	60歳以降、高年齢雇用継続基本給付金または高年齢再就職給付金の支給申請をしているとき、または決定を受けている（受けていた）とき	上記(1)の④のコピー

\* 雇用保険被保険者証等を複数お持ちの方は、直近の雇用保険被保険者番号が確認できるものを添付してください。

\* 雇用保険被保険者証等を紛失した方は、ハローワークで再発行の手続きをしてください。

\* 上記書類に関するご不明点は、勤務先またはハローワークにお問い合わせください。

### 6. 遺族または障害の年金を受給中、または請求中の方

支給事由（老齢、障害、遺族）が異なる2つ以上の年金を受けられる方は、「年金受給選択申出書」の提出により、年金の受給方法の選択が必要となる場合があります。

#### ●年金受給選択申出書

\* 遺族年金を受給中または請求中の場合、原則65歳前の老齢厚生年金が発生する方のみ必要な書類です。

\* 年金受給選択申出書が必要な場合は、私学事業団にお問い合わせください。

### 7. 年金加入期間関係書類

請求書3ページの「あなたの受給資格期間」が300月未満（25年未満）の方のみ必要な書類です。

300月未満（25年未満）の方は、合算対象期間（カラ期間）（詳細はパンフレット9ページをご参照ください）の有無をご確認のうえ、下表の対応をお願いします。

加入期間の確認		必要な添付書類、ご対応
(1)	合算対象期間を加えると加入期間等が300月以上となる場合	●年金加入期間確認通知書（合算用） *年金事務所で交付を受けることができます。 手続きの詳細は年金事務所にお問い合わせください。
(2)	合算対象期間を加えても加入期間等が300月未満である場合	請求書4ページの下部余白に「合算対象期間を加えても加入期間等が300月未満」である旨をご記入ください。
(3)	合算対象期間がない場合	請求書4ページの項番⑧にチェック（✓）をご記入ください。

\* 120月（10年）以上で受給権が発生する場合であっても、審査の過程で添付していただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## その他ご注意いただきたいこと

### 氏名の登録について

年金の決定後、ご本人宛てに送付する「年金証書」等に記載する氏名は、外字等がある場合、カタカナ表記とさせていただきます場合があります。

対象となる方にはご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

### 添付書類の取扱いについて

添付書類について、「コピー」「コピー可」と記載されている書類以外は、原本を添付してください。

戸籍謄本、住民票等（年金請求等に用いることを目的として交付されたものを除きます）の原本については、原本返却のお申し出があった場合、当事業団でコピーを取らせていただき、お返しいたします（第三者証明、診断書等、原本返却できない書類もあります）。

<原本返却の依頼方法>

原本返却申出書（様式任意）に、原本返却を申し出る旨を記入したうえで、請求者の氏名を記入し、切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

### 児童扶養手当の受給者及びその配偶者の方へ

公的年金制度から年金を受け取るようになったり、年金額が改定された場合は、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される可能性があります。

そのため、お住いの市区町村の児童扶養手当担当窓口にご連絡してください。

### 退職一時金の返還について

※請求書12ページの「退職一時金返還見込額」欄に返還額が印字されている方のみお読みください。

過去に支給を受けた退職一時金は、次の①または②に該当する場合、年金の受給権が発生したときに返還しなければならない、とされています。

- ①年金の財源を凍結することなく退職一時金を全額受給した人が、その後私学共済制度に再加入し、加入者期間の合計が20年以上となった
- ②年金の財源分を凍結し、凍結額控除後の退職一時金を受給していた

①について、加入者期間の合計が20年未満の場合は、退職一時金の支給を受けた期間は年金額の算定期間になりませんので、退職一時金の返還は生じません。

②について、加入者期間の年数にかかわらず加入者期間すべてが年金額の算定期間となりますので、退職一時金の返還が生じます。

$$\text{返還額} = \text{受給した退職一時金} + \text{退職一時金の支給日の翌月から年金の受給権が生じた月までの期間に応じて、利率※を用いて複利計算した利子相当額}$$

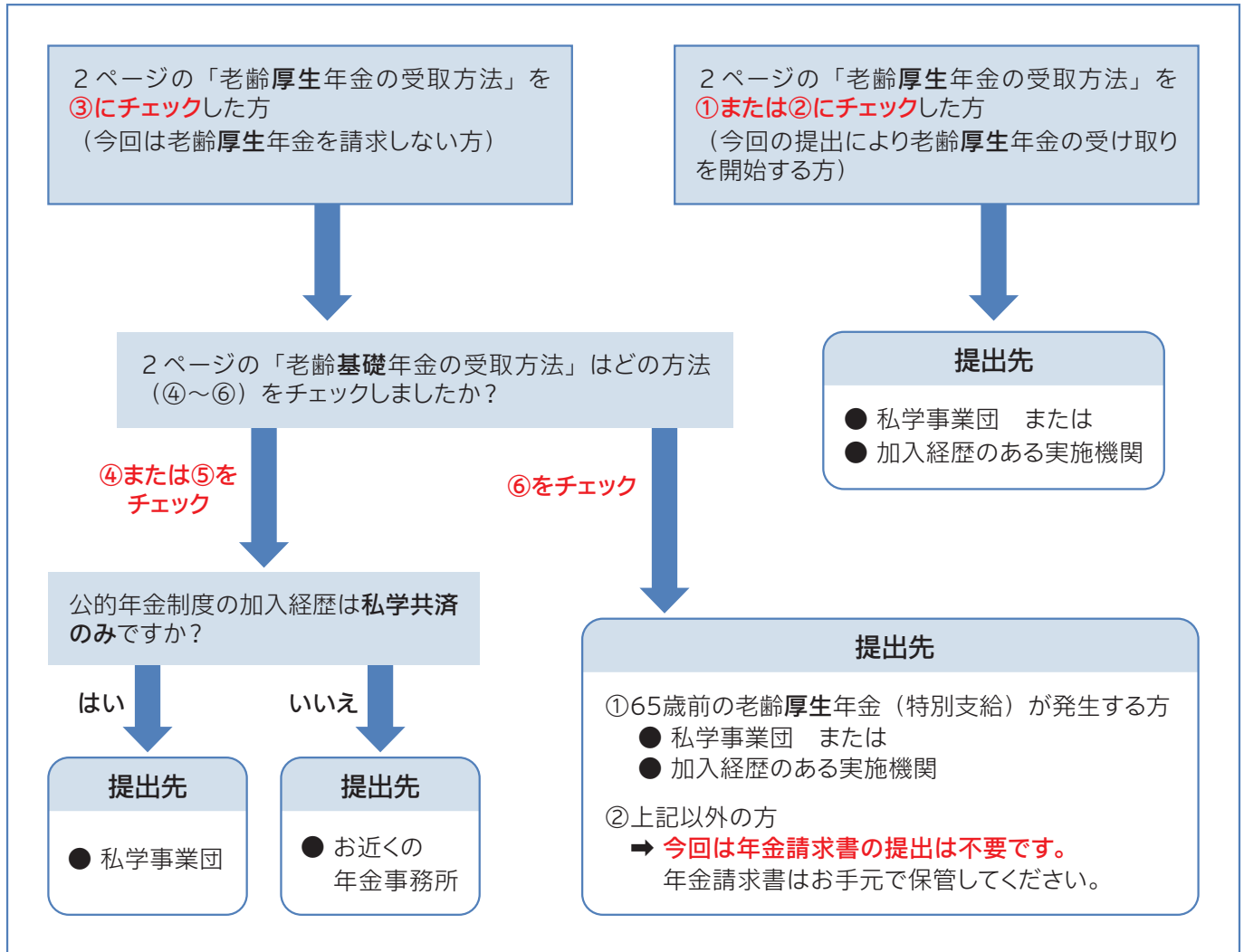
※利率の表は、こちらから確認できます。→

[https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/nenkin/gaiyo/gaiyo\\_07/index.html](https://www.pmac.shigaku.go.jp/annai/nenkin/gaiyo/gaiyo_07/index.html)



## 年金請求書の提出先について

年金請求書の提出先は、年金を受け取り始める時期や、これまでの年金制度加入経歴により異なります。下のフローチャートをご確認いただき、必要な手続きを行っていただきますようお願いいたします。



## 請求手続きに関するお問い合わせ、用紙の請求等はこちら

私学事業団 共済事業本部 電話相談室 03-3813-5291

### ガーデンパレス共済業務課(直通)

札幌ガーデンパレス 011-222-6234	大阪ガーデンパレス 06-6393-9701
仙台ガーデンパレス 022-299-6231	広島ガーデンパレス 082-262-1134
名古屋ガーデンパレス 052-957-1388	福岡ガーデンパレス 092-752-0651

【受付時間】月曜日～金曜日(休祝日を除く) 9:00～17:15

\*お電話の際は、おかけ間違いのないよう十分ご注意ください。

\*また、休祝日明けや、このご案内が届いた直後は電話が混み合うため、かかりにくくなる場合がありますのでご了承ください。

私学共済ホームページ <https://www.pmac.shigaku.go.jp>

